

外国人技能実習制度の適正化と技能実習生の保護に関する意見書

2026 年 6 月 25 日

日本労働組合総連合会四国ブロック連絡会

日本労働組合総連合会高知県県連合会

日本労働組合総連合会愛媛県県連合会

日本労働組合総連合会徳島県県連合会

日本労働組合総連合会香川県県連合会

技能実習生をめぐる状況については、技能実習生に対する低賃金や劣悪な就労環境、長時間労働、ハラスメント、解雇などの労働関係法令違反等の問題の発生が依然として後を絶たず、また、適正な制度運用および技能実習生の保護という役割を十分果たせていない実習実施者や監理団体も存在しています。

2027 年 4 月より育成就労制度が施行されますが、施行日時点の技能実習生などは経過措置として「技能実習」の在留資格が継続されるため、引き続き、技能実習制度における関係法令等の遵守はもとより、適正な制度実施に向け、行政機関による周知・広報や監督指導強化の取り組みが求められています。

連合四国ブロック連絡会は、技能実習生の権利保護や、適正な技能実習制度の運営および育成就労制度の施行に向けた観点から、以下の通り意見を申し上げます。

記

1. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、実習実施者に対する、労働関係法令遵守のための監督指導体制を強化すること。
2. 外国人技能実習機構による監理団体への年 1 回の実地検査ならびに実習実施者への 3 年に 1 度の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正な職場環境と労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
3. 適切な技能実習計画の認定や、監理団体等への実地検査、さらには育成就労制度の円滑な施行に向けた観点から、外国人技能実習機構高松事務所の体制を強化するとともに、職員に対する労働関係法令および出入国管理関係法令の研修実施など、人材育成に努めること。そのための予算について制度所管省庁に対し要望すること。
4. 技能実習生を含む、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで就労できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。また、日本語能力など外国人労働者の特性を踏まえた労働安全衛生対策の確実な実行および、労

働災害の低減に向けた対策を講じること。

5. 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処すること。
6. 技能実習生に対して最低賃金を下回る賃金しか支払われていない事例が多くみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
7. 技能実習生の中には電話番号を持たない、また自由に外出することもままならない者がいることも踏まえ、多言語相談対応やSNSの活用等、技能実習生がアクセスしやすい多様な相談支援体制を構築・拡充するとともに、相談支援自体の周知を行うこと。
8. 地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
9. 地域協議会を活用し、地域全体としてきめ細やかな支援に取り組むこと。また、現場の実態把握に向け、当該地域の労使団体等を構成員として加える等、地域協議会の機能強化をはかること。
10. 四国ブロックにおいて把握した、技能実習生からの相談件数、監理団体および実習実施機関に対する不正行為件数、労働基準監督署による監督指導、送検件数等について公表すること。
11. 技能実習生に対する暴力やハラスメントなどのトラブルが多いことから、技能実習生、実習実施者、監理団体に対し、ハラスメントの防止対策や「やむを得ない事情がある場合の実習先変更」について、周知徹底すること。また、妊娠した技能実習生が安心して出産・育児にのぞめるよう、やむを得ない理由により技能実習を中断した場合の再開手続きおよび妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止について、周知徹底すること。
12. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋するとともに次の実習先が見つかるまでの間の生活支援等を行う必要があることを周知徹底すること。また、監理団体において新たな実習先の斡旋ができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って、速やかに新たな実習先を斡旋すること。加えて、育成就労制度の施行を見据え、ハローワークの体制強化や多言語対応など、転籍支援のための準備を進めること。

13. 技能実習生の日本語能力の向上に向け、自治体等が行う支援について監理団体や実習実施者、また技能実習生に対し適切に情報提供を行うとともに、希望する技能実習生が支援を受けられるよう環境整備に努めること。
14. 育成就労制度の施行に向けて混乱が生じないように、制度所管省庁や機構などの関係機関は、技能実習制度の経過措置などについて、技能実習生や実習実施者、監理団体に対し、丁寧な説明や相談対応を行うこと。
15. 技能実習生の地域共生に向け、地方公共団体、自治会等との連携をはかること。
16. 技能実習生の住環境については、地域格差が生じていることから、この件に関する実態把握を行うこと。

以 上